

**明和町小中学校における新型コロナウイルス
感染症対応マニュアル**

V e r . 4

明和町教育委員会

令和4年8月

【児童生徒の出席停止・臨時休業の考え方と教職員等の対応について】

令和4年8月
明和町教育委員会

このマニュアルは、町内小中学校において、新型コロナウイルス感染症の感染者または濃厚接触者等が発生した場合における**児童生徒の出席停止・臨時休業の考え方と教職員等の対応について、基準を定めるものとする。**

町内小中学校において児童生徒又は教職員等に感染者等が発生した場合は、当該学校単位での対応を基本とし、対応にあたっては明和町教育委員会及び松阪保健所や県の機関と連携し、その指導の下で措置を実施する。

1 児童生徒の出席停止の考え方

次の場合は、児童生徒を出席停止とする。

(1) 児童生徒(本人)の感染が判明、又は濃厚接触者と認定された場合

①感染が判明した場合

開始日：感染が判明した日

ただし、判明前から欠席している場合は最終登校日の翌日

終了日：専門医等が快癒を認め登校を許可した日

②濃厚接触者と認定された場合

開始日：濃厚接触者と認定された日

終了日：○保健所等が登校を許可した日

○PCR検査等を受けた場合

⇒陽性が判明した場合、「(1) ①」

⇒陰性が判明した場合、感染者に最後に接触した日の翌日から5日後

ただし、2日目及び3日目に抗原検査キットを用いて検査し、陰性を確認できた場合は3日目から解除を可能とする。

○PCR検査等を受けていない場合

⇒感染者に最後に接触した日の翌日から5日後

ただし、2日目及び3日目に抗原検査キットを用いて検査し、陰性を確認できた場合は3日目から解除を可能とする。

(2) 児童生徒の同居家族が、濃厚接触者と認定され、同居家族に風邪等の症状がある場合

開始日：家族が濃厚接触者と認定され、同居家族が風邪等の症状を発症した日

終了日：○家族のPCR検査の結果

- ⇒陽性が判明した場合、本人が濃厚接触者と認定されれば「(1) ②」
- ⇒陰性が判明した場合、翌日から登校可。ただし、本人や周囲の状況等により必要な場合は、一定期間出席停止とする。

※同居家族以外の濃厚接触者との濃厚接触が疑われる場合も、これに準じて判断する。
※同居家族に風邪等の症状がない場合、出席可能とする。

(3) 児童生徒(本人)に発熱等かぜ症状が見られる場合

児童生徒に発熱等のかぜ症状がある場合は、自宅で休養するよう指示する。また、学校でそれらの症状が見られた場合は、保護者に迎えを要請するなどして安全に帰宅させる。

(4) 児童生徒の家族に発熱等かぜ症状が見られる場合

地域のまん延状況等を踏まえ判断する。

2 学校・学年・学級休業の考え方

臨時休業の要否やその範囲、期間等については、明和町教育委員会が保健所や学校医と相談の上決定する。なお、緊急事態宣言対象地域等に指定された状況で、保健所からの助言を得ることが難しい場合、文部科学省のガイドラインのオミクロン株に対応した留意事項について（令和4年3月17日付け事務連絡）（以下「文科省留意事項」という）に示された以下の内容を参考に、本マニュアルに基づき決定する。

◎文部科学省が示す臨時休業の範囲や条件の例

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③その他、設置者が必要と判断した場合
- 学級閉鎖の期間としては、5日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

※臨時休業の期間は、部活動などの課外授業についても中止とする。ただし、進路にかかわる試験や部活動の大会など特に活動を中止することが難しいものについては、参加する児童生徒や教職員が濃厚接触者や接触者でないことが確認された場合に、保健所や学校医と相談のうえ、参加について決定する。

※臨時休業期間中の生活指導や学習指導に努める。

3 感染者または濃厚接触者が発生した時の学校の対応

(1) 関係機関との連携

①明和町教育委員会との連携

・学校は保護者及び教職員等から、次に示す報告があった場合、明和町教育委員会に、速やかに報告し、本マニュアルに基づき対応する。

- (a) 児童生徒及び教職員等が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、若しくは新型コロナウイルス感染の疑いによりPCR検査を受検した場合。
- (b) 児童生徒及び教職員等が、保健所から濃厚接触者と認定された場合。
- (c) 児童生徒及び教職員等の同居家族等が、保健所から濃厚接触者と認定された場合。
- (d) 児童生徒及び教職員等に発熱等かぜ症状が見られる場合であって、その健康状態に、次のいずれかの症状が確認されて、帰国者・接触者相談センターへ相談したことの報告があった場合。
 - ・倦怠感、呼吸困難、高熱。
 - ・かぜの症状や発熱が続く。
 - ・味覚又は嗅覚がない。

・明和町教育委員会は、保健所から町内の学校における感染者又は濃厚接触者の連絡があった場合、速やかに学校長に連絡し、本マニュアルに基づき対応する。

②保健所、関係機関との連携及び情報収集

- ・上記の報告があった場合、学校及び明和町教育委員会は、保健所等関係機関と速やかに連携し、専門的な内容について助言を受けられるよう対応する。
- ・臨時休業期間中は、保健所の指導に従い、学校での感染状況の把握と拡大防止に努める。
- ・「学校内での感染者の座席位置」「学校内外の活動・行動歴」「他の児童生徒や教職員等との接触の状況」等について早期に情報収集を開始する。

(2) 保護者への周知・依頼

- ① 臨時休業を決定した場合、学校は、関係する児童生徒の保護者に、感染の状況及び臨時休業する範囲とその期間、休業中の学習方法、不要不急の外出を控えること、感染症についての正しい理解、プライバシー保護や人権への配慮等を、メール等を活用して速やかに通知する。
- ② ①にあわせて、適宜、保護者に対して、児童生徒の健康観察を依頼し、発熱等かぜ症状がある場合には必ず学校へ連絡するよう依頼するとともに、臨時休業期間中も、学校から定期的に児童生徒の状態把握に努めるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努める。

(3) 消毒措置

学校は、保健所及び明和町教育委員会と相談して、衛生管理マニュアルをもとに必要な応じて消毒を行う。

(4) 教職員等が感染者または濃厚接触者となった時の扱いについて

- ①臨時休業とする基準や期間は、児童生徒の場合を準用し、授業などの担当状況や職員室等での活動状況により、その対象となる範囲を考慮する。
- ②感染者または濃厚接触者となった教職員等の扱い等については、原則として次のとおりとするが、それぞれの状況を踏まえ、明和町教育委員会と協議し対応する。
 - ・教職員等が出勤停止する期間は、児童生徒の場合を準用することとする。
 - ・感染者となった教職員等は、保健所や専門医等の指示により一定期間療養したうえで、就労制限解除後に勤務に復するものとする。
 - ・当該教職員等については、復帰後も引き続き健康観察を行うとともに、学校医と相談のうえ、体調によっては必要に応じて業務上の配慮を行う。